



屋久島空港の滑走路延伸計画案に関する パブリック・インボルブメント（P I）実施計画

概要版

みなさまのご意見 お聞かせください



パブリック・インボルブメント（Public Involvement）とは
P Iとは「住民参画」といわれ、事業の計画段階から広く住民の意見を集め、計画づくりに反映させる仕組みです。

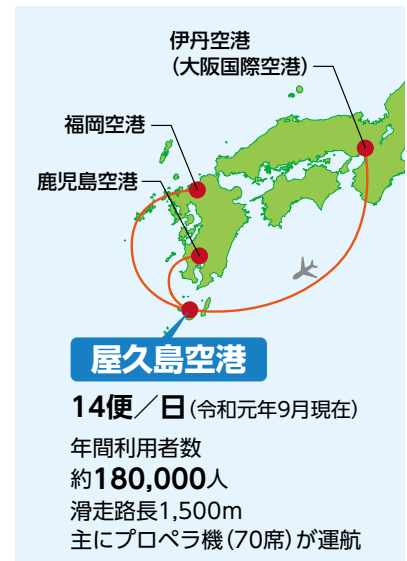
屋久島空港滑走路延伸協議会

1 屋久島空港の現状と課題

屋久島空港ってどんな空港なの？

屋久島唯一の空港である屋久島空港は、屋久島町の“空の玄関口”です。町民の日々の暮らしを支えているだけでなく、観光産業をはじめとする島の経済にとってもなくてはならない交通インフラとして、また、海上の時化による船舶欠航の場合の代替交通機関として重要な役割を果たしています。

令和元年9月現在、航空路線は鹿児島、福岡、伊丹(大阪国際空港)の3空港との間に1日14便が運航し、利用者は年間約18万人を数えます。昭和51年に初期の滑走路長1,100mから1,500mに拡張された滑走路は、平成16年度にはDCH-8-400型機(プロペラ機/74席)の就航に対応するために舗装の強度を強くして、現在に至っています。



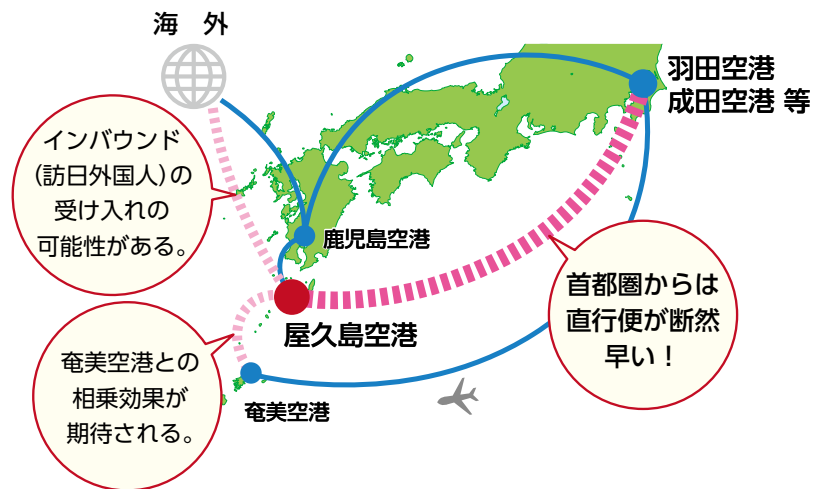
どうして滑走路を伸ばす必要があるの？

世界自然遺産の島、屋久島は世界に誇れるかけがえのない財産であり、同じく世界自然遺産登録を目指す奄美群島との相乗効果により、国内はもとより海外からも直接観光客が訪れることが期待されます。

また、首都圏や海外から屋久島町へ行くためには、現在、鹿児島空港や鹿児島港を経由しているところですが、首都圏等からの直行

便ができれば、所要時間は大幅に短縮され、交流人口の更なる拡大や農水産物及びその加工品の首都圏への迅速な輸送による地域経済の発展も期待されます。

屋久島空港の滑走路延伸計画案は、滑走路の長さを現行の1,500mから、首都圏からの直行が可能となるジェット機の就航に必要な2,000mに延伸し、併せて必要なエプロンやターミナル地域を拡張するものです。



どんな整備をするの？



2 パブリック・インボルブメント（P I）とは

P I って何？

パブリック・インボルブメント（Public Involvement）とは「住民参画」といわれ、公共事業を構想・計画・立案する段階から実施に至るまで、事業の進め方・経緯・内容等について広く情報公開し、みなさまからご意見を聞きながら事業を進めていこうという仕組みです。公共事業の透明性・客観性の確保や住民等関係者との円滑な合意形成を図ることを目的としています。

みなさまのご意見



屋久島空港の
滑走路延伸計画案
に関して
みなさまからの
ご意見を広く募集します

P I 活動の基本的な考え方

P I 活動では、屋久島空港の滑走路延伸計画案に関する情報をみなさまに提供し、みなさまのご意見を広く集め、計画案への反映を検討します。

P I 活動の基本的な考え方は次のとおりです。

1 屋久島の住民の意見を積極的に把握します

P I の対象者は、主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々です。なお、屋久島空港は、屋久島町民の生活を支えるとともに、観光、産業などの振興・発展を図る上からも重要な社会基盤であることから、特に屋久島町民のP I 活動への積極的な参加を促します。

2 わかりやすい情報の提供に努めます

みなさまからより広く、多くのご意見をいただけますよう、滑走路延伸の必要性や計画案の内容などについて、わかりやすい情報の提供に努めます。

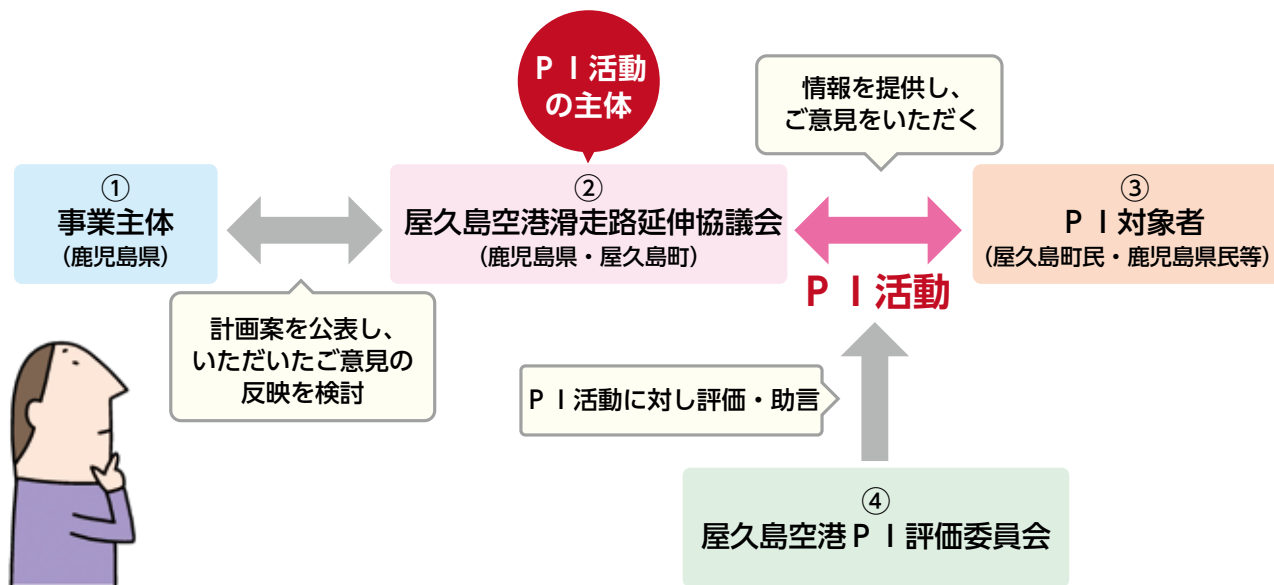
3 透明性、公平性および客観性を確保したP I 活動を実施します

P I 活動は、事業主体である鹿児島県やP I 対象者に対して中立的な立場である第三者機関（屋久島空港P I 評価委員会）の評価・助言のもとに実施します。

3 P I 活動の実施体制

だれがどんなことをするの？

屋久島空港の滑走路延伸計画案におけるP I 活動は、①事業主体である鹿児島県、②鹿児島県と屋久島町で構成する「屋久島空港滑走路延伸協議会」、③ご意見をいただく「P I 対象者」、④P I 活動の透明性、公平性および客観性を確保するため、有識者からなる「屋久島空港P I 評価委員会」の4者がそれぞれ役割を持って実施します。



① 事業主体 (鹿児島県)

事業主体である鹿児島県は、屋久島空港の滑走路延伸計画案を作成し、事業を行うか判断し、事業を行う役割を持っています。P I 活動で提供する情報を作成し、屋久島空港滑走路延伸協議会に報告します。
また、P I 活動の結果について滑走路延伸計画案への反映を検討します。

② 屋久島空港滑走路 延伸協議会 (鹿児島県・屋久島町)

屋久島空港滑走路延伸協議会は、屋久島空港の整備に向けた課題解決に取り組むため令和元年8月に組織されました。鹿児島県と屋久島町で構成され、事務局は鹿児島県土木部港湾空港課と屋久島町政策推進課に置いています。P I 活動においては、主体となって、みなさまに情報を公開し、ご意見を収集します。
また、P I 活動の結果を事業主体である鹿児島県に伝えます。

③ P I 対象者

主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々がP I 対象者です。

④ 屋久島空港 P I 評価委員会

屋久島空港P I 評価委員会は、屋久島空港滑走路延伸協議会が設置する第三者機関で、P I 活動の取組を中立的、客観的な立場から評価・助言する役割を持っています。

P I 評価委員会の設置概要

項目	内容
設置者	屋久島空港滑走路延伸協議会
設置の目的	屋久島空港滑走路延伸協議会が行うP I 活動に対する透明性, 公平性および客観性を確保する。
構成員	萩野 誠 (鹿児島大学法文学部 教授) 専門性: 経済, 情報 浅野 敏之 (鹿児島大学地震火山地域防災センター 特任教授) 専門性: 環境水理, 海岸工学 西 みやび (西みやび事務所 代表<文筆家&観光アドバイザー><元LEAP出版株式会社代表取締役>) 専門性: マス・コミュニケーション
活動	屋久島空港滑走路延伸協議会が実施するP I 活動に対する評価・助言 ● P I 実施計画に関すること ● P I 実施期間中のP I 活動に関すること ● P I 実施結果に関すること
その他	P I 評価委員会の活動は, 原則として公開する。



4 P I 活動は具体的にどうやって行うの？

活動の目標は？

P I 活動の対象者は, 主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々です。

屋久島空港滑走路延伸協議会とみなさまが情報を共有し, 屋久島空港の滑走路延伸計画案に対するみなさまのご意見を把握することに努めます。

特に, 屋久島空港周辺の集落については, 全世帯に滑走路延伸計画案等提供する情報をまとめたパンフレットの配布を行い, より多くのご意見の収集を目指します。

どんな情報が提供されるの？

P I 活動にて提供する情報は次のとおりで, これらをまとめたパンフレットを作成します。

① 事業の必要性について

- 屋久島空港の現状と課題
- 滑走路延伸計画案の効果
- 屋久島空港の将来需要予測など

② 施設計画の妥当性について

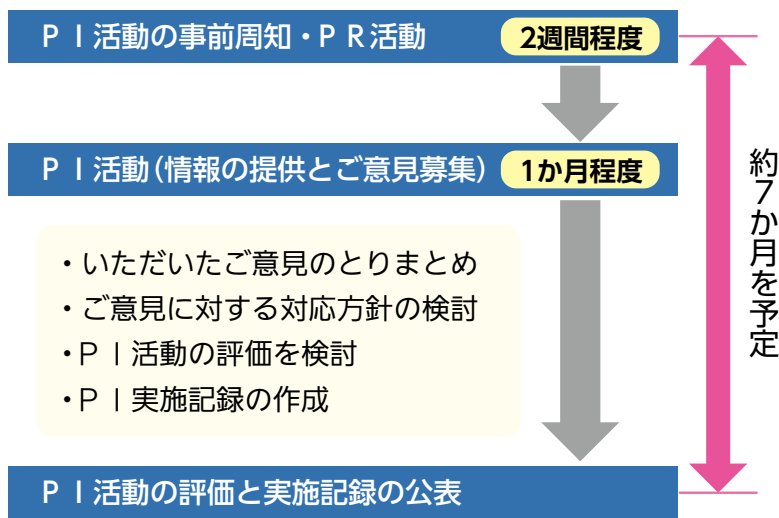
- 滑走路延伸計画案とターミナル地域計画案の概要
- 周辺環境の状況
- 整備費用に対する効果など

いつ・どのくらいの間 行うの？

屋久島空港滑走路延伸協議会では、P I の取組として①P I 活動の事前周知（P R 活動）、②P I 活動（情報提供とご意見募集）、③P I 活動の評価と実施記録の公表まで、約7か月の期間を予定しています。

また、この開始時期については、令和元年度中を予定しています。

ただし、あくまで予定であり、今後の計画案の検討状況等により変更することもあります。



P I 活動の方法

P I 活動の方法は次のとおりです。

① P I 活動の事前周知（P R 活動）

P I 活動（計画案に関する情報提供、意見募集）の実施にあたって、次のとおり、事前の周知を行います。周知期間は、2週間程度を予定しています。

ア 行政広報誌への 記事掲載	周知内容	P I 活動期間、パンフレットの配付場所、ご意見募集方法等
	周知方法	広報誌「県政かわら版」、「町報やくしま」への掲載
※パンフレット：滑走路延伸計画案等提供する情報をまとめた冊子		
イ PRポスターの掲示	周知内容	アの行政広報誌への記事掲載の内容と同様
	掲示場所	屋久島町役場、鹿児島県庁、屋久島事務所、各空港・港湾等

ウ	PRチラシの配布	周知内容	アの行政広報誌への記事掲載の内容と同様
		配置場所	屋久島町役場, 鹿児島県庁, 屋久島事務所, 空港・港湾等に配置
		配布先	屋久島町内の集落および地元関係団体等に配布

エ	ホームページへの情報掲載	掲載内容	PR活動に関する情報を掲載し進捗に応じて適宜更新
		掲載場所	鹿児島県庁ホームページ 屋久島町役場ホームページ等

② P I 活動 (情報提供とご意見募集)

P I 活動におけるみなさまへの情報提供とご意見の募集方法は、次のとおりです。P I 活動の期間は、1か月間程度を予定しています。

ア	パンフレットの配布 (折込ハガキで意見を募集)	配置場所	屋久島町役場, 鹿児島県庁, 屋久島事務所, 空港・港湾等に配置
		配布先	屋久島町内の集落および地元関係団体等に配布

※パンフレット：滑走路延伸計画案等提供する情報をまとめた冊子

イ	パネル展示	展示場所	屋久島町役場, 鹿児島県庁, 屋久島事務所, 空港・港湾等
		展示内容	パンフレットの内容をパネルで展示

ウ	説明会の開催	開催回数	説明会を概ね3回開催
		開催場所	屋久島町内を予定
		説明内容	参加者にパンフレットを配布し、内容に沿って説明

エ	ホームページへの情報掲載	掲載内容	P I 活動に関する情報を掲載し進捗に応じて適宜更新
		掲載場所	鹿児島県庁ホームページ 屋久島町役場ホームページ等

ご意見は、「ホームページへ直接記入」していただく方法と、「パンフレットに折り込んであるハガキに記入しポストや意見回収箱に投函」していただく方法等があります。パンフレットの配布場所、意見回収箱の設置場所は、[図～国](#)をご覧ください。説明会では、質問を伺う時間を設けます。是非、ご参加ください。



P I 活動の評価と実施記録の公表

P I 活動の取組では、「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」および「鹿児島県個人情報保護条例（平成14年10月15日条例第67条）」を遵守します。

いただいたご意見は、内容別に分類・整理した後、ご意見への対応方針とともに公表しますが、個人が特定されるようなことはありません。また、ご意見は、P I 活動の目的以外に使用することはありません。データの管理は屋久島空港滑走路延伸協議会が責任をもって行います。

P I 活動について、その実施内容、実施結果をもとに屋久島空港滑走路延伸協議会がP I 評価委員の評価・助言を得た上で、P I 活動の取組の経緯をとりまとめたP I 実施記録書を作成し公表します。



P I 後の事業化に向けた取組の判断

P I の結果を踏まえて、事業主体（鹿児島県）が滑走路延伸の事業化に向けた取組を進めるか否かを判断します。

お問い合わせ 屋久島空港滑走路延伸協議会

鹿児島県土木部港湾空港課
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号（行政庁舎15階）
TEL 099-286-3663 FAX 099-286-5632

鹿児島県屋久島町政策推進課
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
TEL 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905